

委託ガイドラインの整理と認識の共有について

🚩 本日は話したいこと（次第）

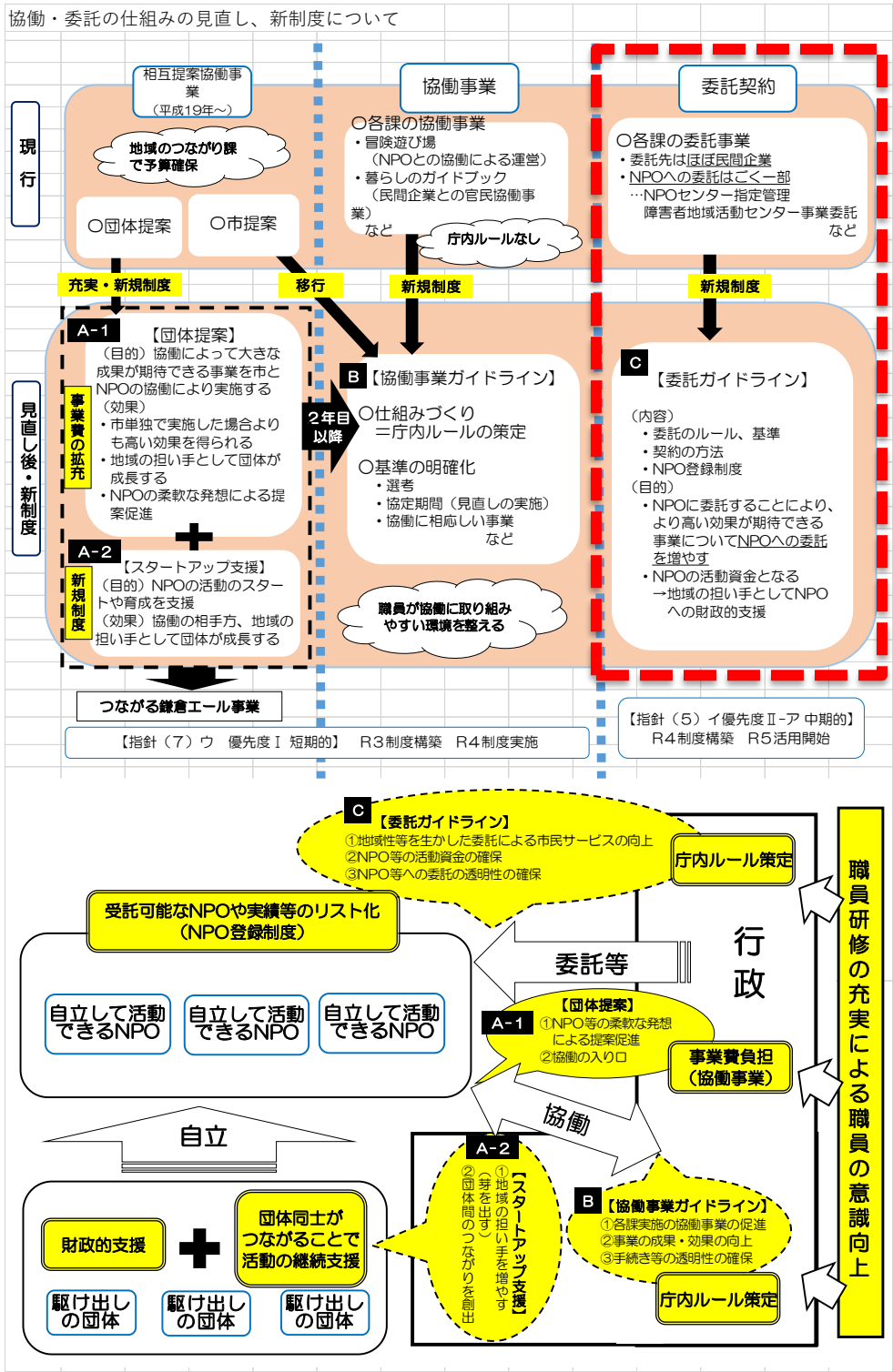
整理1 委託ガイドラインの立ち位置

整理2 鎌倉市が目指している方向性

整理3 委託ガイドラインを作る上で前提となることは

整理4 推進委員の皆様からご意見をいただきたいこと

★整理1 委託ガイドラインの立ち位置



- ・本資料では、新しい協働制度の3本柱のうち「委託ガイドライン」にフォーカス。
- ・市の委託事業すべてをNPO団体等に委託しようとするものではなく、団体提案、協働事業ガイドライン、委託ガイドラインの3本柱によってそれぞれを補完しあうことで、NPO団体等との協働・共創の取組を促進していく。

★整理2 鎌倉市が目指している方向性

■鎌倉市が目指している姿

- ・本市では、「SDGs、共創、共生」の視点を柱に基本計画に盛り込んでいる。
- ・少子高齢化により生じる社会課題は、行政のノウハウや力だけで解決することは困難であることから、企業・市民・NPO・大学といった多様な立場の人たちとの連携と共創により取り組んでいく姿勢が重要。
- ・多様な立場の人たちと共創関係を築き、多様なニーズ・価値観にかなう市民サービスの提供や、個性豊かで活力のある持続可能な都市経営を推進していく。

■委託ガイドラインによってNPOへ委託する目的とその波及効果

- ①多様な市民のニーズをかなえるため、自治体がNPOに対して、企業にはない付加価値（社会的機能）を生み出す可能性を見出す
- ②NPOがマネタイズ（資金繰り）を実現することで、持続可能な地域活動や運営を目指す
- ③委託事業によって社会課題、地域課題を解決する団体を増やし、意識を高めることで、課題をジブンゴト化する市民を増やし、地域住民が主体となって課題解決を行う取り組みを増やしていく好循環を目指していく。（地域課題解決に資する団体を育てていく視点）

■方向性との合致の検証

NPOへ委託をすることで、多様なニーズにかなう市民サービスと、自主的な地域課題解決に資する地域活動団体の増加と持続可能な運営を期待できることから、市が目指す「共創」の方向性に合致している取組といえる。

★整理3 制度を作る上で前提となることは

■NPO団体等へ委託する制度を作る上での大前提

- ・市民活動団体等との協働条例や自治基本条例といった自治体独自の法規を根拠としても、財源が市の委託料（税金）である限り、通常の委託契約と同様の手続き（地方自治法234条第2項）をとる必要がある。
- ・委託ガイドラインは、市の委託事業のすべてをNPOに委託しようとするためのものではなく、市が目指す方向性に則って、“事業内容に応じて、適切な団体に委託する”という前提のもと、NPOが受託することが適切なもの、またはNPO団体等を育てる（投資する）という視点で委託することを可能とするもの。

■主な関係法規

地方自治法234条第2項 / 地方自治法施行令第167条
鎌倉市契約規則

■課題と検討内容

- ①委託対象者をあらかじめNPOに限定する方式をとるか、営利・非営利を問わず、あらゆる事業者を対象とするか、を選択する必要がある。
(民間との競争により委託すべき領域と、NPOを優先すべき領域を分けるか)
- ②NPO団体等の社会的機能を重視する判断をもって、随意契約：第百六十七条の二第2号の指定理由（**契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき**）にできるか。
- ③新しい契約そのものの制度ではなく、NPO団体等が参入しやすくなるような仕組みをまずは作るか
- ④いわゆる“NPO”の範囲が幅広い中で、多様な市民サービスを提供したり、地域課題を解決する団体は、ベンチャー企業や一般社団法人等、様々な形態が存在する中で、ガイドラインの対象とする団体をNPO法人に限定するか。
- ⑤ガイドラインの実行性を持たせるために、小規模修繕希望者登録簿のようなリストを作成し、推進委員による委託事業の抽出を行ったうえでそのリストからNPO団体等を選考する。また、NPO団体の登録を管理しているセンターをうまく機能させ、委託課との情報共有等を行う。

★整理4 推進委員会に確認したいこと

- ・現状の整理に対するご意見・アドバイス
- ・委託を受ける側（団体側）のニーズや要望、あったらいいなと思う制度についてのご意見

以上